

平成29年8月21日

美里町議会

議長 吉田真悦 殿

教育、民生常任委員会

委員長 福田淑子

### 教育、民生常任委員会委員派遣報告書

本常任委員会は、所管事務調査を終了したので、委員会規則第22条の規定により下記のとおり報告する。

#### 記

1. 調査年月日 平成29年7月5日(水)～7月6日(木)
2. 調査視察地 東京都小金井市、神奈川県鎌倉市
3. 参加委員 福田淑子、吉田二郎、柳田政喜、大橋昭太郎、佐野善弘、平吹俊雄
4. 随員職員 高橋美樹
5. 調査事項 ごみ減量化への取り組みについて

## 所管事務調査研修報告

### 「目的」

本町の平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査の結果は、1人1日当たりのごみ排出量1,022gで、前年度と比べ増加している。また、リサイクル率は10.6%で昨年度に比べ1%減っており、県内では下位から2番目という状況にある。

今年度の本町におけるごみ減量化、資源化への取り組みは、駅東地域をモデル地区として実施しているが、全町での取り組みは急務となっていることから、排出量への取り組みが人口10万人以上50万人未満で全国第1位、リサイクルの取り組みは全国第2位の東京都小金井市と、リサイクルの取り組みが人口10万人以上50万人未満で全国第3位の神奈川県鎌倉市の取り組み状況について研修を行った。

視察の概要と取り組み状況および委員の意見を以下のとおりまとめる。

### 「概要」

#### 1. 東京都小金井市

##### 1) 概況

東京都のほぼ中央、武蔵野台地の南西部にあり、都心から約25km西方に位置する。

面積は11.3平方km、人口は11万人を超えており、市内には大学、研究施設が設置され、住宅都市、文教都市としての性格が強い町である。

小金井の地名は、「黄金に値する豊富な水が出る」ことから由来する。

##### 2) 取り組み状況

###### はじめに

平成27年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指す。

発生抑制を最優先とした3Rの推進および安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本的な方針としつつ、集中と選択の観点から、より効果的かつ実践的なごみの減量を進めていく。

平成27年度の1人1日当たりのごみ排出量は626.1g、リサイクル率は49.4%である。

平成27年度以降の取り組みとして、可燃系ごみ、不燃系ごみについては、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標とし、平成36年度までに40g減量を目指して取り組む。

取り組みについては、以下のとおりである。

[ 市民・事業者・行政の取り組み ]

目標達成に向けて、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し行動することが重要である。3者が相互に協力・連携することで、その取り組みは相乗的な効果を得ることができ、更なるごみの減量につながる。

(市民)

- ・ リデュース（発生抑制）  
ごみになるものはもらわない・買わない、食品ロスの削減、生ごみの水切りおよび自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用
- ・ リユース（再使用）  
不要となったものは必要な人に譲る、壊れたものは修理して使用
- ・ リサイクル（再生利用）  
資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用

(業者)

レジ袋の削減、簡易包装への取り組み、ばら売り・量り売りへの取り組み、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境にやさしい製品の提供、トレイ・ペットボトルなど店頭回収への取り組み

(行政)

市民・業者・行政それぞれの取り組みが、相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

ごみ減量・資源化施策

- ・ ごみの出し方  
戸別収集を行っている。(一戸建ての人は、道路に面した収集しやすい場所に出し、集合住宅に住んでいる人は、集積所に出す)
- ・ 燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみは指定収集袋(有料)で出し、ビン・ペットボトルなどは無料で回収する。
- ・ 分別指導  
電話による対応と清掃指導員が自宅訪問し、対面式による指導を行う。
- ・ 生ごみ資源化  
平成19年4月、家庭用生ごみ減量化処理機器購入補助金の補助率を50%から80%に、補助限度額を3万円から5万円に拡充した。生ごみ乾燥物の戸別回収を行い、堆肥化したものは市民に無料配布する。また、市内の小中学校や保育園に設置されている生ごみ減量化処理機器で生成された乾燥物を堆肥化するため実験施設を設置し、生成された堆肥は、市民・農家に無料配布している。

- ・ ざつがみの資源化  
燃やすごみに多く含まれているざつがみに注目し、ざつがみリサイクル袋を作成・使用し、ざつがみは資源になるという意識の浸透を図る。
- ・ 剪定枝資源化  
剪定枝（雑草、落ち葉含む）4束(袋)以上からの回収を、枝木・雑草は1束(袋)から、落ち葉は3束(袋)からの申し込み制による回収。
- ・ くつ、かばん類などの拠点回収  
家庭で不要になったくつ、かばん類、ベルトやぬいぐるみを拠点回収し、回収したものは、国内外でリユースする。
- ・ ペットボトルキャップの拠点回収  
回収容器を設置し、NPO団体を通じて、その収益をワクチン代として、世界中の子どもたちに寄付する。

#### 啓発について

- ・ ごみ減量キャンペーンの実施
- ・ グッズ・チラシなどの作成、配布
- ・ 横断幕、マグネット、ポスターの掲示
- ・ ごみゼロ化推進員制度の発足
- ・ 出前講座、説明会などの啓発事業
- ・ ごみ相談員制度の導入とリユース食器の貸し出し
- ・ スマートフォン用ごみ分別アプリの配信

#### その他の施策

- ・ リサイクル推進協力店認定制度設立
- ・ 集団回収の行政サポート  
奨励金の交付や、各団体が取り組む集団回収の実施状況を報告し、活動の活性化を図る。
- ・ ふれあい収集事業  
高齢者および障害のある方の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、世帯を戸別訪問して、家庭ごみを収集する。併せて、安否確認も行う。

## 2. 鎌倉市

### 1) 概況

昭和14年11月3日に鎌倉町と腰越町が合併し、鎌倉市が誕生する。

その後、昭和23年1月に深沢村、同年6月に大船町を編入し、現在の鎌倉市となる。

面積は39.53平方Kmで、人口172,352人、世帯数は73,326世帯である。

## 2) 取り組み状況

### はじめに

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画は、平成28年度から10年間の長期的・総合的な視点で、ごみの減量・資源化および生活排水の適正処理等について定め、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指す。

その結果、平成27年度のリサイクル率は48.4%となり全国第3位である。

### (基本理念)

「循環型社会」を形成するため、市民・事業者・行政が連携、協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指す。

### (基本方針)

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取り組みの拡充  
ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進  
適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進  
市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備  
市民、事業者、行政の連携・協働による取り組みの活性化  
将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

### (具体的な施策)

ごみの発生抑制や、費用負担の公平化のために、平成27年4月1日から家庭系ごみの燃やすごみと燃えないごみの有料化を開始した。

その結果、燃やすごみの収集量の削減率は前年度比約15%減となったが、翌年度は前年度比約1%減にとどまる。

有料化に伴い、燃やすごみ量の削減のため、製品プラスチックの資源化を開始する。収集日は月1回。

植木剪定材は、受け入れ事業場で積替え、資源化施設でチップ化し堆肥を作成して、市内6か所で無料配布している。

紙類・布類は、市のリサイクルセンターや市内の民間施設で圧縮・梱包して売却し、製紙会社や資源化工場で再生している。

焼却灰やせともの屑、ガラス屑等は溶融固化処理し、路盤材等に使用する。

### 3 R 推進の取り組み

- ・ 生ごみ処理機購入費助成制度を設け、非電動型は90%、電動型は75%の助成で、最大限度額は40,000円である。また、5年ごとに再申請できる。
- ・ ゴミの発生抑制、減量化および資源化に関する地域社会のリーダーを育てるために、廃棄物減量化等推進員制度を設け、養成や支援を行っている。年4回の会合、ごみ置き場の排出を指導する。年間を通して報償費を支給し、平成26年度の委嘱者は212人である。
- ・ 地域に対する3 R 推進事業奨励金交付制度を設け、交付額は、世帯割(年額)10,000円～120,000円、実施回数割(1回当たり)3,000円を支給している。
- ・ 使い捨て容器のごみの減量化を図るため、リユース食器利用費補助金交付制度を設け、市内の自治体、商店会、学校等の団体が主催するイベントで100個以上のリユース食器を使う場合、利用費の2分の1の補助金を交付する。上限は5万円。
- ・ 分別徹底の周知  
市内転入者に対する窓口での説明を十分に行い、ごみ減量通信(年間4回発行)を配布しており、クリーンステーションに分別方法が異なるごみが出されている場合は、「ダメシ-ル」を貼って残す。条例には職員が中身を調査できる項目を設けている。
- ・ 説明会の実施  
自治会などが主催する説明会やイベントに職員を派遣する。
- ・ 環境教育の実施  
小中学校だけでなく、幼稚園、保育園から教育を実施している。
- ・ 声かけふれあい収集  
ごみ出しが困難な高齢者や障害者の負担を軽減するため、職員が戸別訪問し、一声かけて安否確認をしながらごみを収集する。
- ・ 事業者への啓発や指導  
商店街や食品衛生管理者講習会などで、説明会を実施している。また、多量の一般廃棄物を発生させた事業者に対し、廃棄物管理責任者の選出や一般廃棄物の減量化や資源化の方法を記載した計画書の提出を義務付けしている。

### 3. 各委員からの意見

両市に共通する部分として、「ごみ減量化に向けた取り組み」について、対策課という部署を設け人的配置もなされているということから、取り組みに対する意気込みが強く感じられた。

町民・事業者・行政が協力・連携し、ごみ減量化に向けて取り組んでいる。ごみ減量化、資源化に対する意識改革としての啓発事業の取り組みは本町においても強化すべきである。

また、事業系ごみについては、事業者に対し計画書の提出、訪問しての指導などをしており、事業者まかせにしないということは学ぶべきことである。

家庭用生ごみ処理機器購入費補助金制度を設けており、本町においても検討は必要と考える。

枝木、雑草などの処理については、リサイクル化を図っており、本町においても考えていく必要があると考える。

子どもに対する環境教育を、小中学校、幼稚園、保育園で行っており、本町においても実施できることである。

両市では窓口付近に、不要になったものを必要な人に譲るという掲示板を設置して、リサイクル化を図っている。これは本町においてもすぐに実施できることである。

ごみ分別およびリサイクルを指導する指導員の育成に力を入れていることは素晴らしい取り組みである。

ごみの戸別収集は、今まで視察した自治体の取り組みにはなかったことである。これによって間違った出し方がなくなり、ごみも減ることから、その取り組みに感心した。